

改訂版

「今後の特別支援教育のあり方」
(基本方針)

令和6年(2024年)3月

伊丹市教育委員会

はじめに

我が国における特別支援教育は、平成19年(2007年)に本格的なスタートを切りました。本市においては、平成20年(2008年)に、「今後の特別支援教育のあり方(基本方針)」を策定し、以降、校内体制の整備など特別支援教育の充実に取り組んでまいりました。

平成25年(2013年)から3年間は、文部科学省の「インクルーシブ教育システム構築モデル事業」を受託し、「合理的配慮」の提供と「基礎的環境整備」等に取り組んでまいりました。

平成28年(2016年)には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行され、「合理的配慮」の提供が義務づけられ、また、平成29年(2017年)に告示された新学習指導要領において、特別支援教育に関する記述が充実されました。

平成31年(2019年)には、本市始まって以来となる大きな伊丹市行政組織の改編が行われ、保育所やこども園等すべての就学前施設が教育委員会の所管となり、幼児期から青年期に至るまでの切れ目のない一体的な支援を行える体制が整いました。

「基本方針」は、平成20年(2008年)に策定以来、約5年ごとに改訂を行ってきましたが、前回(令和2年7月)の改訂では、令和5年度までの重点目標を設定し、社会状況の変化や国の動向等を踏まえて、必要に応じて見直すこととしておりました。令和2年(2020年)7月以降、「医療的ケア」や「副次的な学籍」など、特別支援教育を取り巻く環境の変化に対応していくために、この度、「基本方針」を改訂しました。

今後は、今一度、「児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な指導及び必要な支援を行う」といった特別支援教育の理念に立ち返り、障害の有無に関わらず誰もがその能力を発揮し、共生社会の一員として共に認め合い、支え合い、誇りをもって生きられる社会の構築を目指した取組をすすめてまいります。

令和6年(2024年)3月 伊丹市教育長 木下 誠

目 次

はじめに

I. インクルーシブ教育システム構築に向けた一貫した支援の仕組みと関係機関等の連携	1
1. 現状	
2. 今後の方向性	2
(1) 一貫した支援の仕組み	2
① 「ステップ★ぐんぐん」の作成及び有効な活用の方法(重)	
② 様式や活用方法の検討	
(2) 「合理的配慮」と「基礎的環境整備」	2
① 「合理的配慮」の提供と「基礎的環境整備」の充実	
② 「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」の作成	
(3) ICTの積極的な活用による教育の推進	3
① 環境整備	
② 基本的操作の習得	
③ ICTを活用した学習指導の充実	
(4) 就学前の各機関と小学校教育の接続	4
① 就学相談・就学先決定のあり方	
② 情報の引き継ぎ・入学時の支援	
(5) 小・中・高等学校間の連携	5
① 有効な指導・支援方法の引き継ぎ	
② 移行時の支援	
(6) 関係機関と学校教育との連携(重)	5
① 療育機関等との連携	
② 相談機関、保健・医療等との連携	
③ 放課後等デイサービス等との連携	
(7) 進路先との連携	6
① 県立特別支援学校との連携	
② 私立の中学校、高等学校、専門学校等との連携	
③ 労働との連携	
(8) 多様な学びの場の整備と指導方法の工夫	7
(9) 特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について(重)	7
(10) 交流及び共同学習の推進(重)	8
(11) 伊丹市における支援のネットワーク	8
① 関係機関の連携	
② 本人や家族を支援するシステム	

II. 小・中・高等学校等における支援体制の整備	9
1. 現状	
2. 今後の方向性	
(1)校内支援体制の整備と充実	9
① コーディネーターの資質の向上	
② 小・中学校における教育活動の充実	
③ 高等学校における校内体制の充実	
(2)通常学級に在籍する特別な支援を要する児童生徒への指導支援	10
① 個別の指導計画の作成と活用	
② 特別支援教育支援員の有効な活用	
(3)学校生活支援教員による通級指導の活用	11
(4)特別支援学級における指導の充実	11
① 的確な実態把握と目標設定	
② 個別の指導計画の作成と活用	
③ 自立活動の実施	
(5)医療的ケアが必要な児童生徒に対する体制整備	12
(6)教職員の専門性の向上(重)	12
① コーディネーター担当者会の実施	
② 特別支援学級担任者会の実施	
③ 研修の実施	
④ 総合教育センターと伊丹特別支援学校による研修講座の実施	
(7)特別支援教育の理解啓発	13
① 保護者への情報発信と支援	
② 地域への発信	
③ 周囲の子どもの保護者への理解啓発	
III. 特別支援学校の専門性の向上とセンター的機能の充実	14
1. 現状	
2. 今後の方向性	
(1)市立肢体不自由特別支援学校としての取組の充実	14
(2)医療的ケアが必要な児童生徒に対する体制整備	15
(3)特別支援学校としてのセンター的機能の充実と地域の学校園への発信	16
(4)市内の特別支援教育に係るネットワークにおける伊丹特別支援学校の役割	16
資料	
1. 伊丹市特別支援教育審議会部会開催経過	1
2. 伊丹市特別支援教育審議会条例	2
3. 伊丹市特別支援教育審議会条例施行規則	3
4. 令和5年度(2023年度)伊丹市特別支援教育審議会委員 伊丹市特別支援教育審議会部会協力者	4
5. 用語の解説	5

※(重)は R10年度までの重点項目とする。

※社会状況の変化や国の動向等を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。

I. インクルーシブ教育システム構築に向けた一貫した支援の仕組みと関係機関等の連携

1. 現状

障がいのある子どもの支援については、平成19年(2007年)に、文部科学省から発出された「特別支援教育の推進について」(通知)  において、乳幼児期から学校卒業後まで一貫した教育的支援を行うため、関係機関と連携を図った「個別の教育支援計画(※1)」の策定及びそれを活用した効果的な支援をすすめること等が示されました。

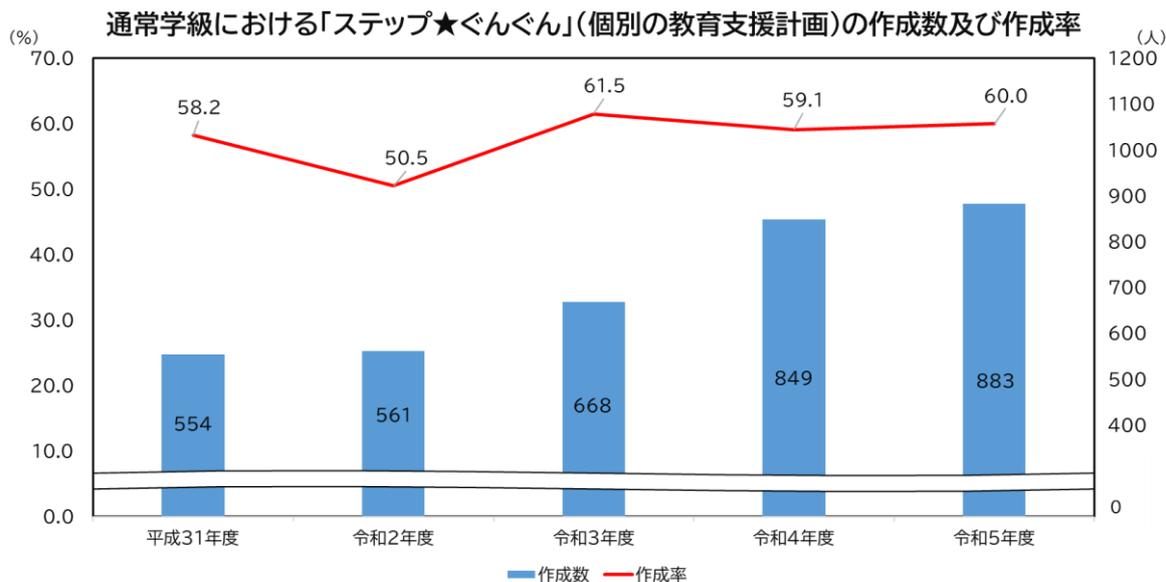
平成23年(2011年)には、「障害者基本法」が一部改正され、年齢、能力に応じ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるよう、教育の内容及び方法の改善、充実を図ることが定められました。

平成28年(2016年)には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)が施行され、障がいのある方への「不当な差別的取扱い」の禁止、「合理的配慮」の提供と「基礎的環境整備」が求められることとなりました。

本市においては、平成18年度(2006年度)に伊丹市特別支援連携協議会を設置(平成27年度(2015年度)伊丹市特別支援教育審議会と名称変更)し、平成20年度(2008年度)には、「個別の教育支援計画」(以下「ステップ★ぐんぐん」)の策定及び活用、「就学前教育と小学校教育の連携」、「小学校・中学校・高等学校間の連携」、「就労支援に向けた連携」、「保健・福祉と教育との連携」等について、保健・福祉・医療・労働等の関係機関とのネットワークづくりをすすめ、特別支援教育に係る課題について協議を重ねてきました。

平成25年度(2013年度)から3年間は、文部科学省の「インクルーシブ教育システム(※2)構築モデル事業」を受託し、インクルーシブ教育システム構築のための体制整備に取り組んでまいりました。

また、平成29、30年度(2017、2018年度)には、より活用しやすい様式を目指して「ステップ★ぐんぐん」の改訂を行いました。「ステップ★ぐんぐん」の作成率は、令和5年度(2023年度)は、特別支援学級に在籍する児童生徒は100%、通常学級に在籍する支援を要する児童生徒は60.0%となっております。



2. 今後の方向性

(1) 一貫した支援の仕組み

保健・福祉・医療・労働等の関係機関とのネットワークの強化を図り、可能な限り早期から成人に至るまでの一貫した指導・支援が行えるよう、「ステップ★ぐんぐん」の作成及び活用を促進します。

①「ステップ★ぐんぐん」の作成及び有効な活用の方法

支援が必要な児童生徒について、一貫した支援が行われるよう、作成及び活用を促進するとともに、高等学校、専門学校、大学、福祉施設への移行をスムーズに行うための活用や、就労に関わる関係機関との連携における活用など有効な活用方法について研究と研修をすすめます。

また、教育と保健・福祉・医療・労働等の関係機関との間の連携が必要な児童生徒について、支援の検証を行うため、関係機関が一堂に会するケース会議等を開催します。

作成にあたって担任等は、関係機関と連携を密にして、誰がどのように支援するのか、役割分担を行います。

②様式や活用方法の検討

「ステップ★ぐんぐん」の活用方法の充実を図るため、今後も様式等について引き続き検討をすすめていきます。

(2)「合理的配慮」と「基礎的環境整備」(※3)

障がいのある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使するため

に、「基礎的環境整備」を充実し、「合理的配慮」を提供する必要があります。本市においては、平成27年(2015年)に策定した「伊丹市立学校園における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」に基づき取組をすすめていきます。

①「合理的配慮」の提供と「基礎的環境整備」の充実

誰一人取り残すことのない個別最適化された学びのための環境を整備するため、ユニバーサルデザインの考え方を考慮しつつ、その基となる「基礎的環境整備」の充実に取り組みます。また、一人ひとりの障害の状況や教育的ニーズに応じた「合理的配慮」を提供するために、ICT機器の活用等の充実を図ります。

②「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」の作成

「合理的配慮」は、子どもの発達段階を考慮しつつ、可能な限り合意形成を図り決定します。また、その内容を「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」(※4)に明記するとともに、移行時においては丁寧に情報の引き継ぎを行い、途切れることのない支援を実施していきます。

その際、一人ひとりの障害の状態等により学習上または生活上の困難が異なることに十分に留意して、作成・活用していきます。

また、学校長のリーダーシップのもと、すべての教職員が「個別の教育支援計画」と「個別の指導計画」の2つの計画について正しく理解し、PDCAサイクルによる活用を推進していきます。

(3)ICTの積極的な活用による教育の推進

ICTは、特別な支援を必要とする児童生徒に対して、その障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じて活用することにより、学びにくさを補い、新たな表現を可能にするなど、本人の力を高めることができる有効な手段です。

①環境整備

ICTを活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習指導の充実を図ります。

②基本的操作の習得

児童生徒が、コンピューターで文字を入力するなど、学習の基盤となる基本的な操作を習得します。

③ICTを活用した学習指導の充実

学習を効果的にすすめるため、児童生徒の障害の状態等に応じて、ICT機器等の教材・

教具を創意工夫し、各種の統計資料や新聞、視聴覚教材や教育機器などの適切な活用を図ります。

(4)就学前の各機関と小学校教育の接続

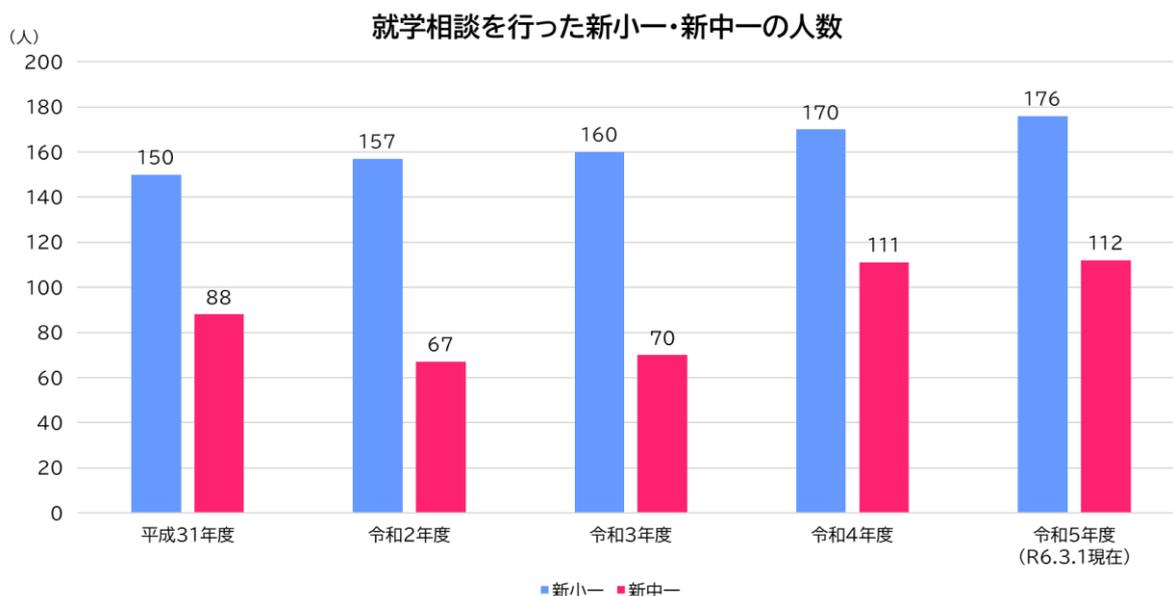
就学前施設において身につけた力を、就学以降の生活で十分発揮できるよう、小学校1年生における教育課程につなげていくことが大切です。そのためにも、日頃から互いの保育や授業を見合うことや、「ステップ★ぐんぐん」の活用等を通じて、それぞれの子どもの発達の特性を知り、相互に連携を図ることが必要です。

①就学相談・就学先決定のあり方

平成24年(2012年)に示された「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」(中央教育審議会初等中等教育分科会報告)  において、就学先の決定に際しては、「市町村教育委員会が、本人・保護者に十分情報提供をしつつ、本人・保護者の意見を最大限尊重し、本人・保護者と市町村教育委員会、学校等が教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則とし、最終的に市町村教育委員会が決定することが適当である。」とされています。

本市においては、従来から、教育委員会事務局が本人・保護者に情報提供をしつつ、教育支援委員会において、よりよい就学のあり方を協議し、本人・保護者、教育委員会事務局、学校等で合意形成を行うことを原則としています。

今後も国の方針「障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～(令和3年6月)」  を踏まえて、適切な就学相談を行い、就学先を決定していきます。



②情報の引き継ぎ・入学時の支援

就学後、支援がスムーズに行われるためには、適切な指導内容及び支援内容を確実に引き継ぐ必要があります。今後も、必要に応じて入学前に教育相談や学校見学を実施するなど、個々の状況に応じた対応を実施します。

(5)小・中・高等学校間の連携

児童生徒の一貫した支援を実現していくためには、小・中・高等学校において、発達段階を踏まえて個に応じた適切な指導・支援を行うとともに、必要に応じてその内容を学校間で引き継ぎ、活用していかなければなりません。そのためには、就学前機関と小学校の間と同様に、小・中・高等学校間においても、連携を図る必要があります。

①有効な指導・支援方法の引き継ぎ

小学校と中学校の間においては、「ステップ★ぐんぐん」を活用した引き継ぎを行い、中学校と高等学校の間においても、「ステップ★ぐんぐん」や「中学校・高等学校連携シート」

(※5)  を活用した引き継ぎを行います。

小・中・高等学校の校種による支援のあり方や支援体制の違いを踏まえ、引き継ぐ内容を精選し、必要かつ有効な指導・支援方法が確実に引き継がれ、活用されるよう連携を図ります。

②移行時の支援(※6)

本人及び保護者が安心して入学することができるよう、個別の教育相談や学校見学の充実を図ります。また、「小中連携」、「中高連携」をすすめる取組の中で、積極的に特別支援教育に係る連携を図ります。

(6)関係機関と学校教育との連携 ㊦

特別な支援を要する児童生徒の中には、複数の療育機関、医療機関、相談機関等で、療育、診察、相談等の支援を受けている場合があります。児童生徒にとって有効で一貫した支援が行われるためには、それらの機関が連携して、お互いに情報を共有し、支援方針の共通理解を図る必要があります。

①療育機関等との連携

こども発達支援センター「あすばる」等の療育機関と小学校との連携については、引き継ぎ会や「ステップ★ぐんぐん」等を活用した連携の強化を図ります。また、教育と並行して療育を受けている児童については、保護者を通じて情報を共有したり、療育の内容を指導上

の参考にしたりするなど、より適切な支援が行えるよう工夫を行います。

②相談機関、保健・医療等との連携

個人情報の取り扱いに留意しつつ情報を共有して支援に活かしたり、必要に応じて複数の関係機関によって構成されるケース会議を開催したりするなど、各関係機関とのネットワークを活かした支援体制を整えていきます。

③放課後等デイサービス等との連携

児童クラブ(※7)においても、配慮の必要な児童が増加しています。また、平成24年(2012年)の児童福祉法の改正により放課後等デイサービス(※8)の事業所が急速に増加し、利用者が増えています。

平成30年(2018年)5月に文部科学省及び厚生労働省から「教育と福祉の一層の連携等の推進について」(通知)  が発出され、同年8月には、学校教育法施行規則の一部が改正され、「個別の教育支援計画」の作成及び活用について、関係機関等と情報共有を図ることとなりました。学校園は、保護者の同意を得て、放課後等デイサービス等、福祉事業所における効果的な指導・支援について、情報を共有するケース会議等を設けていきます。

(7)進路先との連携

①県立特別支援学校との連携

毎年、多くの児童生徒が市内の県立特別支援学校に入学している現状を踏まえ、入学に係る説明会や見学会について、入学を希望する児童生徒や保護者及び在籍校園等に広く周知するなど、県立特別支援学校と保育園(所)、幼稚園、こども園(※9)、小・中学校の間の連携を強化していきます。

②私立の中学校、高等学校、専門学校等との連携

私立の中学校、高等学校、専門学校等との連携については、今後も多様な教育的ニーズのある生徒が進学することが予想されることから、積極的に「ステップ★ぐんぐん」の活用をすすめていきます。

③労働との連携

就労支援については、継続して協議をすすめるとともに、ハローワークや伊丹市地域生活支援センター(※10)、阪神北障害者就業・生活支援センター等、福祉・労働関係部署との連携を図っていきます。また、労働との連携においても、積極的に「ステップ★ぐんぐん」を活用していきます。

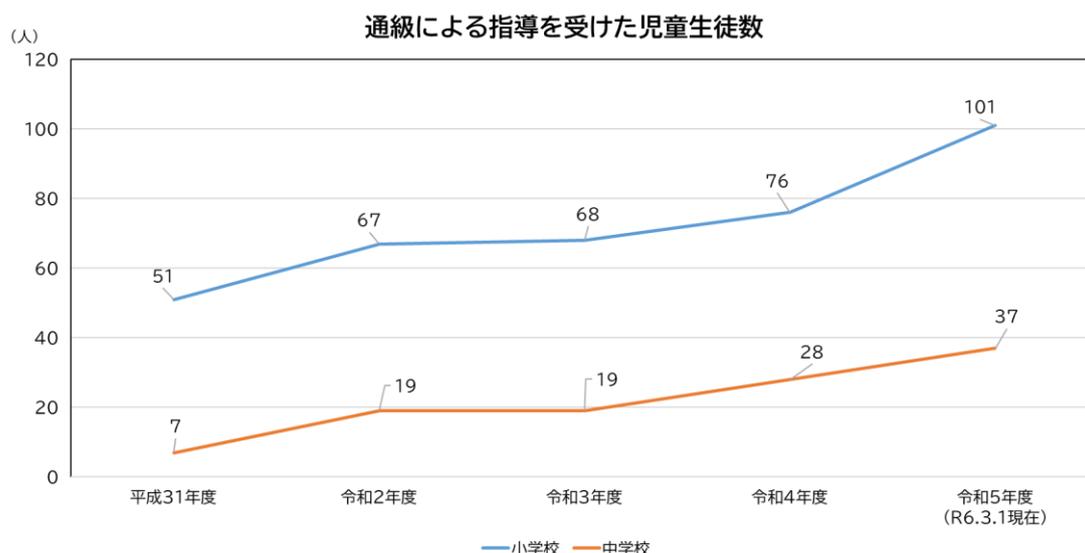
(8)多様な学びの場の整備と指導方法の工夫

児童生徒の多様な教育的ニーズに対応するために、通常学級における特別支援教育支援員(※11)等の活用、通級による指導(※12)(以下 通級指導)、特別支援学級、特別支援学校等、連続性のある多様な学びの場の整備を図っていきます。また、必要に応じて多様な学びの場を提供するために校内委員会(※13)や教育支援委員会で協議していきます。

多様な教育的ニーズに的確に応えていくために、通級指導を行うための体制整備や特別支援学校のセンター的機能の活用をすすめるとともに、学校生活支援教員(※14)(通級指導を行う教員)をはじめとする教員のスキルアップを図り、指導方法を工夫していきます。

また、学校生活支援教員の基礎定数化にともない、研修の充実を図り、計画的に人材を育成していきます。

通常の学級担任等と学校生活支援教員は、各教科等と通級指導の関連を図り、定期的に「個別の指導計画」を見直します。



(9)特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について⑨

令和4年4月文部科学省通知「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について」

に基づき、特別支援学級に在籍している児童生徒については、原則として週の授業時数の半分以上を目安として特別支援学級において児童生徒の一人一人の障害の状態や特性及び心身の発達の段階に応じた授業を行います。

ただし、例えば、次年度に特別支援学級から通常の学級への学びの場の変更を検討している児童生徒について、段階的に交流及び共同学習(※15)の時数を増やしている等、当該児童生徒にとっての教育上の必要性がある場合においては、この限りではないこととしています。

(10)交流及び共同学習の推進 ㊦

小中学校においては、通常学級と特別支援学級における交流及び共同学習、特別支援学校と小中高等学校間においては、特別支援学校の子どもが居住地との結びつきを強め、地域での生活基盤を維持・継続することや、同年代の小・中学校等の子どもと仲間意識を育み、共に学び育つ体制づくりのため、小・中学校等に副次的な学籍  を置いて居住地交流や学校間交流をすすめるなど、積極的に交流及び共同学習に取り組みます。

また、年間指導計画や「個別の教育支援計画」、「個別の指導計画」に交流及び共同学習における目標を明記して、計画的・組織的な取組をすすめていきます。

(11)伊丹市における支援のネットワーク

①関係機関の連携

現在、個々の児童生徒の支援に当たっては、教育・福祉・保健・医療等に係る各機関や事業所等の担当者間で連絡を取り合い、連携を図っています。今後は、児童生徒への一貫した支援を行うために、教育及び福祉・保健・医療等の役割を明確にしていきます。

②本人や家族を支援するシステム

特別な支援を要する児童生徒の支援に当たっては、状況によって家族の支援も必要となります。こども発達支援センター「あすばる」における支援体制、総合教育センターの教育相談が連携し、家族や本人を支援する取組をすすめていきます。

Ⅱ. 小・中・高等学校等における支援体制の整備

1. 現状

本市においては、平成15、16年度(2003、2004年度)に国の事業である特別支援教育推進体制モデル事業を実施し、市内全小中学校において特別支援教育コーディネーター(以下 コーディネーター)(※16)を指名し校内委員会を設置しました。その後、高等学校においても同様にコーディネーターの指名、校内委員会の設置など校内支援体制の整備をすすめ、すべての学校でコーディネーターと校内委員会が中心となって、特別支援教育を推進しています。

また、個に応じた指導や支援体制が必要な場合には、ケース会議(※17)を開催し、具体的な指導方法の検討や個別の指導計画を作成するなど、通常学級に在籍する児童生徒についても、個々の教育的ニーズに応じた支援の充実が図られています。

平成25年度(2013年度)から3年間に渡って、文部科学省の「インクルーシブ教育システム構築モデル事業」を受託し、巡回相談の活用や通級指導の体制整備に取り組み、連続性のある多様な学びの場の提供や指導内容の充実をすすめるとともに、教員用研修資料作成と出前講座実施等により教職員のスキルアップを図ってきました。

このような取組により、本市における通常学級に在籍する児童生徒の「ステップ★ぐんぐん」の作成人数は年を追うごとに増えています。

特別な支援が必要な児童生徒については、教育委員会事務局が窓口となり、伊丹特別支援学校、兵庫県立こやの里特別支援学校、学校生活支援教員の連携のもと、特別支援教育巡回相談を実施しています。

また、総合教育センターにおいては、様々な内容の相談に対応するため、教育相談、特別支援教育相談、医療相談、医療発達相談、ことばの支援教室を実施し、公認心理師(※18)臨床心理士、特別支援教育士、医師、言語聴覚士(※19)等が相談にあたっています。

さらに、特別支援教育に関する教職員の理解推進と専門性の向上に向けて、教育委員会事務局と伊丹特別支援学校が連携し、特別支援教育に係る研修を実施しています。

2. 今後の方向性

(1)校内支援体制の整備と充実

①コーディネーターの資質の向上

コーディネーターは、学校全体の教員の資質能力の向上に指導的な役割を担ってい

ることから、その専門性を高めていく必要があります。よって、研修や担当者会における情報交換等を通じてスキルアップを図り、各校でその役割を十分に果たすことができるよう取り組んでいきます。また、研修を積んだコーディネーターが、担当者会や中学校ブロック別コーディネーター会議、研修会、巡回相談等でその知識や経験を発揮できるような取組をすすめていきます。

②小・中学校における教育活動の充実

学級活動、教科等の授業、生徒指導をはじめとするすべての教育活動において、特別支援教育の理念に基づいた取組をすすめていきます。支援の必要な児童生徒については、巡回相談や教育相談等を活用し、適切な指導支援を行っていきます。

特に、通常学級に在籍する児童生徒については、コーディネーターと担任が連携し、特別支援教育支援員を有効に活用し支援の充実を図っていきます。また、周囲の理解や配慮が足りないことによる自己肯定感や学習意欲の低下、不登校になるなどの二次的な不適応を未然に防ぐため、担任は生徒指導担当等と連携した対応を行っていきます。

③高等学校における校内体制の充実

高等学校においては、特別支援教育や発達障害についての研修をすすめるとともに特別支援教育を実施していくための校内体制を整備し、「ステップ★ぐんぐん」や「中学校・高等学校連携シート」を活用して、特別な教育的ニーズのある生徒に対する支援を行っていきます。また、必要に応じて巡回相談や教育相談等を活用し、適切な指導支援が行えるようにします。

(2)通常学級に在籍する特別な支援を要する児童生徒への指導支援

①個別の指導計画の作成と活用

通常学級に在籍する児童生徒についても、「個別の教育支援計画」、「個別の指導計画」の作成がすすんできました。今後もさらにこれらの計画の作成及び活用を促進していきます。

②特別支援教育支援員の有効な活用

コーディネーターと担任とが十分連携を図りながら、特別支援教育支援員を有効に活用し、児童生徒への支援を行っていきます。また、特別支援教育支援員による支援が適切に行われるよう、特別支援教育支援員を対象にした研修を計画的に実施していきます。

(3) 学校生活支援教員による通級指導の活用

通級指導においては、特別支援学校小学部・中学部・高等部学習指導要領における自立活動の内容をもとに、具体的な目標や内容を定めて指導していくなど、今後も、有効な通級指導のあり方を研究し、指導の充実を図っていきます。

また、配置校以外の小中学校において、各教科等と通級指導との関連を図るなど、通級指導が効果的に行えるよう取組をすすめていきます。

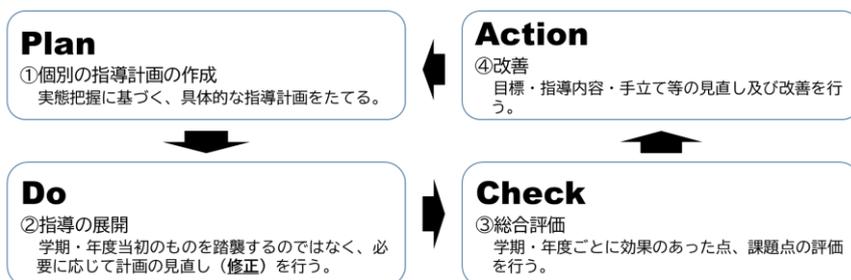
(4) 特別支援学級における指導の充実

特別支援学級に在籍する児童生徒の障害の状況も多様化しており、障害や児童生徒の状況に応じた指導の充実と担当教員の専門性の向上が求められています。

① 的確な実態把握と目標設定

障がいのある児童生徒に対する適切な指導支援を行うためには、的確な実態把握と目標設定を行うことが必要です。実態把握においては、「できないこと」に注目するのではなく、「できることは何か」、「どこまでできているのか」、「もう少しでできそうなことは何か」など肯定的な側面から総合的・多面的に児童生徒を理解していくことが大切です。各校の特別支援学級担任によって適切に実態把握及び目標設定が行われるよう取組をすすめていきます。

個別の指導計画の作成と活用の流れ



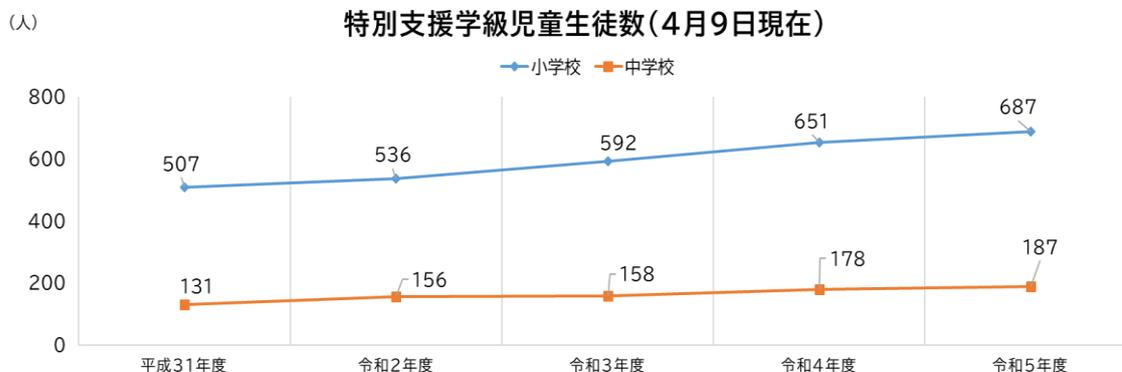
② 個別の指導計画の作成と活用

特別支援学級に在籍するすべての児童生徒については、「個別の指導計画」が100%作成されていますが、内容や活用方法について、さらに充実を図る必要があり、今後も研修会を実施していきます。また、個々の児童生徒について個別の指導計画を踏まえたPDCAサイクルによる指導(※20)が行えるよう、教員のスキルアップを図っていきます。

③ 自立活動(※21)の実施

特別支援学級においては、同学年に準ずる指導(※22)、または下学年に準ずる指導(※23)を行うだけでなく、児童生徒の障害の状況に応じて各教科等を合わせた指導(※24)

や自立活動の指導を行う必要があります。自立活動の指導が必要な児童生徒については、個別の指導計画にその指導内容を明記した上で障害種別や個々の児童生徒の状況を踏まえた適切な指導を行っていきます。



(5) 医療的ケアが必要な児童生徒に対する体制整備

医療的ケアが必要な児童生徒が在籍する学校においては、「伊丹市立学校における医療的ケア実施体制ガイドライン」に基づき、当該児童生徒が健康で安全な学校生活を送ること及び保護者の負担軽減を図ることを目的に必要な支援を行います。また、本ガイドラインでは、域内に共通する重要事項を示すとともに、市としての標準的な内容を示しており、活用に当たっては、各学校の実情に合わせて検討することとしています。

(6) 教職員の専門性の向上 ㊦

各校での校内体制の整備、通常学級及び特別支援学級における児童生徒への適切な指導支援の実施とその充実を図るためには、教職員の専門性の向上が不可欠です。様々な機会を活用し、特別支援教育に係る教職員のスキルアップを図っていきます。

① コーディネーター担当者会の実施

コーディネーターが、校内の特別支援教育を推進するためには、コーディネーターの役割や校内での支援体制のあり方、発達障害に関する基礎的な理解や児童生徒の情報収集の方法、関係機関との連携の在り方等に関する理解を深め、コーディネートしていく必要があります。引き続き、担当者会と研修会を計画的に実施し、担当者としてのスキルアップを図り、コーディネーターが各校での特別支援教育の推進役としての役割を果たしていきます。

② 特別支援学級担任代表者会の実施

小中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒について、適切に実態把握と目標設定を行い、個別の指導計画を作成し、効果的な指導支援を行っていくために、今後も代表者会

や研修会を活用し、計画的に、特別支援学級の教育課程・自立活動・個別の指導計画・具体的な指導方法等についての研修を行います。また、特別支援学級担任が特別支援学級における指導だけでなく、コーディネーターとともに校内の特別支援教育を推進する役割を担えるよう取組をすすめていきます。

③研修の実施

それぞれの学校園の課題や校種による課題に対応した研修や障害の理解や支援方法に関する研修、個々の具体的な事例に応じたケース検討会等の研修を各校の状況に合わせて計画的に実施していきます。

④総合教育センターと伊丹特別支援学校による研修講座の実施

総合教育センターでは、広く特別支援教育に関わる内容を取り上げ、伊丹特別支援学校ではより専門的で実践的な内容を取り上げ、連携を強化して、さらに充実した研修講座を体系的・計画的に実施していきます。

(7)特別支援教育の理解啓発

特別な教育的ニーズのある児童生徒について効果的な支援を行うためには、保護者との連携と地域での理解啓発が必要です。保護者や地域が学校と連携していけるよう、今後も引き続き積極的に情報を発信していきます。

①保護者への情報発信と支援

保護者への支援が必要な場合には、必要に応じて外部の関係機関とも連携を図り、個々の保護者のニーズに応じた支援をすすめます。

②地域への発信

改訂版基本方針を市のホームページに掲載し、広く市民に向けて学校における特別支援教育の取組について理解促進を図ります。また、各校においても学校だより等を活用して、保護者への理解啓発を行います。

③周囲の子どもの保護者への理解啓発

障がいのある子どもの保護者は、子どもの行動面の問題等から、孤立してしまう場合があります。学校や周囲の保護者に対して LD、ADHD、ASD(※25)などについて話すかどうか、またクラスの子どもたちや保護者にどう説明するかも難しい課題であり、今後、周囲の保護者に向けた理解啓発のあり方について研究をすすめていきます。

Ⅲ. 特別支援学校の専門性の向上とセンター的機能の充実

1. 現状

市立伊丹特別支援学校(以下 伊丹特別支援学校)は、昭和45年(1970年)に市立天神川小学校に設置した肢体不自由学級(くるみ学級)を前身として、昭和47年(1972年)に兵庫県で9番目の肢体不自由養護学校(小学部・中学部)として設立、高等部が昭和52年(1977年)に新設されました。平成21年度(2009年度)には、校名を伊丹養護学校から伊丹特別支援学校と変更しました。昭和51年(1976年)に市立花里小学校と、全国的にも例のない定期交流を始め、現在は在籍児童生徒が居住する地域の小・中学校と交流を行っています。

また、全国的に障害の重度・重複化、多様化が進む中で、肢体不自由特別支援学校として教員の専門性の向上を図るために、教員研修の実施、理学療法士(※26)・作業療法士(※27)・言語聴覚士等の医療専門職の活用、障害の重度・重複化による医療的ケア(※28)が必要な児童生徒に対応するための看護師の配置、学部コーディネーター(※29)による学部運営の工夫などをすすめてきました。

平成16年度(2004年度)から、支援センター部門(※30)を設置し、市内の学校園の特別支援教育の充実を図るため、教育委員会事務局と連携し、巡回相談や教育相談、職員研修等の地域支援事業(※31)をすすめるなど、地域の特別支援教育のセンター校としての役割を担っています。

2. 今後の方向性

平成19年度(2007年度)からの特別支援教育の本格実施を受け、全国的には障害種別を超えた総合特別支援学校化がすすめられてきました。

一方、伊丹市では、障害種別を超えた総合特別支援学校の設置は、障害種別に合致した施設・設備が求められることや、阪神地区には、県立特別支援学校(知的)が設置されている現状を踏まえて、肢体不自由単置校として伊丹特別支援学校の充実を目指してきました。

近年の急速な障害の重度重複化、多様化に対応するための教職員の専門性の向上や教育課程の充実に取り組み、市立特別支援学校としての役割を果たせるよう取り組んでいきます。

(1)市立肢体不自由特別支援学校としての取組の充実

児童生徒の実態に応じた適切な教育過程の編成(カリキュラム・マネジメント)(※32)を行い、教員の指導力を向上し、児童生徒一人ひとりの力を伸ばすための教育活動を行っ

ていきます。個別の教育支援計画・指導計画を作成し適切な目標設定と評価を行いPDCAサイクルの機能充実を目指します。

また、教員の指導力向上のため伊丹特別支援学校活性化事業(※33)をとおして、課題学習相談等に係る研修及び理学療法士・作業療法士等を活用し、自立活動等の指導をより充実させていきます。さらに、現在行っている自立活動を中心とした研修、授業改善を中心とした研究を引き続き実施し、個別の指導計画をより一層活用した授業の実施と授業力の向上に取り組みます。同時に、研修内容を指導に生かす工夫ならびにエビデンス(※34)に基づいた指導をすすめます。

卒業後の自立と社会参加に向けては、関係機関と連携を図りながら、キャリア教育(※35)を計画的にすすめて進路指導の充実を図ります。また、小中学部の副次的な学籍をいかした市内小・中学校との居住地校交流の実施や高等部における市内高等学校や近隣の県立・市立特別支援学校と交流及び共同学習の実施等をとおして地域とのつながりの維持・継続を図り、児童生徒の豊かな心の育成と「共生社会」の実現を目指します。

また、安心安全な学校づくりのため、「福祉避難所」に指定されていることを踏まえた災害時の対応マニュアルの見直しや避難訓練、緊急対応訓練の実施、防災教育の充実等に取り組みます。

(2)医療的ケアが必要な児童生徒に対する体制整備

看護師による医療的ケアを実施することにより、教員が教育活動とその専門性の向上に専念できるよう取組をすすめます。また、医療的ケアの必要な児童生徒のケア内容に応じた看護師の適切な配置と体制整備を行います。医療的ケア児の割合の増加傾向や高度な医療的ケアの必要な児童生徒への対応等、新たな課題に対応できるよう看護師の資質向上、事故の未然防止、緊急対応訓練等を検討し、校内体制の再構築等を校医や市教育委員会との連携の上、医療的ケア安全委員会等において検討し、安全・安心な学校づくりをすすめます。

給食については、障害の重度・重複化、多様化により、今後さらに多様な提供方法等に対応する必要が考えられます。個々の児童生徒に応じた特別調理(※36)の複雑化へ対応するため、引き続き自校で障害の状況に応じた段階的な特別調理と安全に十分配慮した摂食指導・食育の充実を行うとともに、多様な提供事例に対応する研究をすすめます。

(3)特別支援学校としてのセンター的機能の充実と地域の学校園への発信

特別支援教育における地域のセンター的機能(※37)を果たすために、市内の学校園との連携を強化し、それぞれの学校園の特別支援教育推進に向けて支援を行うとともに、教育委員会事務局、総合教育センター、学校生活支援教員、県立特別支援学校等とも連携し役割分担をしながら、伊丹市の特別支援教育の充実を図ってまいります。

また、特別支援教育のセンター校として、学校園等コンサルテーションや実践講座等を、市内学校園の教職員の特別支援教育の専門性を高めるため実施します。さらに、取組についてホームページでの情報発信や授業公開、研修会への参加案内等をとおして、啓発・広報活動を行い、市内教員への特別支援教育に関する資質向上に貢献できるよう取り組みます。

(4)市内の特別支援教育に係るネットワークにおける伊丹特別支援学校の役割

特別な教育的ニーズのある幼児児童生徒について、就学前から学齢期、就労までの一貫した支援を実現するためには、就学前施設、小・中・高等学校の連携だけでなく、保健・医療、福祉、労働等の関係機関との連携が必要です。ネットワークづくりをすすめていくためにも、関係機関の担当者による情報交換や支援方法についての協議を行うとともに、「ステップ★ぐんぐん」を有効に活用したネットワークのシステム構築をすすめていきます。

資料

1. 伊丹市特別支援教育審議会部会開催経過

<医療的ケア実施体制ガイドライン策定等に係る部会>

	時期	回	内 容
令和2年度	12月21日	第1回	<ul style="list-style-type: none"> ・会の立ち上げ ・県ガイドラインの確認 ・伊丹特別支援学校の現状について
	2月9日	第2回	<ul style="list-style-type: none"> ・看護師・養護教諭の役割について ・学校医等について ・医療的ケアの内容について
令和3年度	7月26日	第1回	<ul style="list-style-type: none"> ・ガイドライン(案)について
	3月14日	第2回	<ul style="list-style-type: none"> ・ガイドラインについて(全体確認)

<「今後の特別支援教育のあり方」(基本方針)改訂に係る部会>

	時期	回	内 容
令和4年度	12月15日	第1回	<ul style="list-style-type: none"> ・改訂の方向性について
	2月9日	第2回	<ul style="list-style-type: none"> ・改訂箇所の検討 ・改訂案に対する意見書について ・改訂に向けたスケジュールについて
令和5年度	令和5年4月～ 令和6年3月		<ul style="list-style-type: none"> ・意見書をもとに改訂案の作成(事務局) ・章ごとに修正(事務局・伊丹特別支援学校) ・全体確認

2. 伊丹市特別支援教育審議会条例(平成27年伊丹市条例第9号)

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、教育委員会の附属機関として、伊丹市特別支援教育審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、特別支援教育に関する基本方針の策定及び変更並びに実施状況について調査審議し、答申する。

(組織)

第3条 審議会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 学校の教職員
- (3) 医師
- (4) 関係団体を代表する者
- (5) 関係行政機関の職員

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

この条例の施行の日の前日において伊丹市特別支援連携協議会設置要綱(平成18年6月制定)第3条の規定により伊丹市特別支援連携協議会の委員として委嘱され、又は任命されていた者は、この条例の施行の日に、第3条第2項の規定により伊丹市特別支援教育審議会の委員として委嘱され、又は任命されたものとみなす。この場合において、その委嘱され、又は任命されたものとみなされる者の任期は、第4条第1項本文の規定にかかわらず、平成27年7月9日までとする。

3. 伊丹市特別支援教育審議会条例施行規則(平成27年伊丹市教育委員会規則第6号)

(趣旨)

第1条 この規則は、伊丹市特別支援教育審議会条例(平成27年伊丹市条例第9号)第5条の規定に基づき、伊丹市特別支援教育審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の3分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第4条 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、教育委員会事務局学校教育部学校指導課及び総合教育センターにおいて処理する。

(細則)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日において伊丹市特別支援連携協議会設置要綱(平成18年6月制定)第4条第2項の規定により伊丹市特別支援連携協議会の会長及び副会長として選出されていた者は、この規則の施行の日に、第2条第2項の規定により会長及び副会長として選出されたものとみなす。

付 則(平成31年3月29日教委規則第3号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

4. 令和5年度(2023年度)伊丹市特別支援教育審議会委員

井澤 信三	伊丹市特別支援教育審議会会長 兵庫教育大学大学院教授
橋詰 和也	伊丹市特別支援教育審議会副会長 武庫川女子大学教授
乾 幸治	いぬいこどもクリニック院長
小倉 広光	兵庫県LD親の会 たつの子
磯田 かおり	伊丹市立小学校長会 伊丹小学校長
今井 克己	伊丹市立中学校長会 松崎中学校長
八尾 千枝	伊丹市立伊丹特別支援学校長
宿南 由紀	伊丹市立幼稚園長会 おぎの幼稚園教頭
谷口 聡	伊丹市立伊丹高等学校長
石川 勝己	兵庫県立こやの里特別支援学校長
横道 睦乃	兵庫県阪神北県民局 伊丹健康福祉事務所地域保健課長
今谷 敦子	ハローワーク伊丹専門援助部門統括職業指導官
矢田 貴美代	こども未来部幼児教育保育室幼児教育推進課長
水谷 朝光	健康福祉部生活支援室こども福祉課長
藤田 美岐	伊丹市立こども発達支援センター所長
森川 隆彦	健康福祉部地域福祉室障害福祉課長
石田 亮一	健康福祉部保健医療推進室健康政策課長
大山 英治	都市活力部産業振興室商工労働課長
廣重 久美子	学校教育部長

<事務局>

日外 亮	学校指導課長
嶋本 浩士	学校指導課主査
高木 賢一	学校指導課主査
福永 康彦	総合教育センター主査

伊丹市特別支援教育審議会部会協力者

<医療的ケア実施体制ガイドライン策定等に係る部会>(令和3年度)

橋詰 和也	座長 武庫川女子大学教授
八尾 千枝	伊丹市立伊丹特別支援学校長
関 明美	伊丹市立伊丹特別支援学校教頭
荒地 美春	伊丹市立伊丹特別支援学校養護教諭
廣重 久美子	学校教育部副参事兼学校指導課長
矢田 貴美代	こども未来部幼児教育推進課長
日外 亮	学校指導課主幹
嶋本 浩士	学校指導課主査
藤森 雄大	学校指導課主査
宗野 伸哉	保健体育課主査

<「今後の特別支援教育のあり方」(基本方針)改訂に係る部会> (令和5年度)

磯田 かおり	座長 伊丹市立伊丹小学校長
八尾 千枝	伊丹市立伊丹特別支援学校長
若尾 英司	伊丹市立池尻小学校教頭
土井 正美	伊丹市立南小学校教諭
安達 安貴	伊丹市立北中学校教諭
金丸 希	伊丹市立伊丹特別支援学校主幹教諭
岡本 容子	伊丹市立伊丹高等学校教諭

5. 用語の解説

※1	個別の教育支援計画	幼児・児童・生徒一人ひとりのニーズを的確に把握し、乳幼児期から3学校卒業までの長期的な視点で支援していくという考えのもと、学校園が中心となって関係機関と連携し、的確な教育を行うための計画。
※2	インクルーシブ教育システム	人間の多様性の尊重等の強化、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障がいのある者とない者が共に学ぶ仕組み。(障害者の権利に関する条約第24条)
※3	「合理的配慮」と「基礎的環境整備」	「合理的配慮」とは、障がいのある子どもが、他の子どもと平等に教育を受ける権利を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障がいのある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるものであり、学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において均衡を失した又は過度の負担を課さないもの。 「基礎的環境整備」とは、障がいのある子どもに対する支援については、法令に基づき又は財政措置により、国は全国規模で、都道府県は、各都道府県内で、市町村は各市町村内で、教育環境の整備をそれぞれ行う。これらの整備は、「合理的配慮」の基礎となる環境整備であり、それを「基礎的環境整備」と呼ぶ。
※4	個別の指導計画	幼児児童生徒一人ひとりの障害の状況等に応じたきめ細やかな指導が行われるよう、学校園における教育課程や指導計画、当該幼児児童生徒の個別の教育支援計画等を踏まえて、より具体的に幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに対応して、指導目標や指導内容・方法等を盛り込んだもの。
※5	中学校・高等学校連携シート	障害の特性等により学校生活や学習に困難を抱えている生徒が高等学校で一貫した支援が受けられるよう、生徒についての基本の情報や、中学校での生活の様子や学習状況などをまとめたシート。

※6	移行時の支援	療育機関から就学前施設または、小学校から中学校、高等学校から就労といったライフステージが変わる際に必要となる支援。
※7	児童クラブ	伊丹市における学童保育。
※8	放課後等デイサービス	児童福祉法の改正により位置づけられた事業所で、学校通学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休業中において生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がいのある子どもの自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進する。
※9	こども園	就学前の子どもに教育、保育を一体的に提供し、地域における子育て支援を行う施設として、県から認定を受けたもの。
※10	伊丹市地域生活支援センター	伊丹市社会福祉協議会にある、障がいのある人のための生活支援、就労支援、権利擁護事業などを行う支援センター。
※11	特別支援教育支援員	発達障害等により、特別な支援を要する通常学級在籍の児童生徒に対し、学級担任、教科担任の指導のもと、一人ひとりの教育的ニーズに応じた必要な支援を行うために配置する補助員。
※12	通級による指導	小・中学校の通常の学級に在籍し、通常の学級での授業におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする児童生徒に対して、各教科の指導は通常の学級で行いながら、障害に応じた特別な指導を行う指導の形態。
※13	校内委員会	校園内で特別な支援を必要としている幼児児童生徒の実態把握、指導・支援内容、支援体制等を検討し、幼児児童生徒とその学級担任を校内全体で支援するための中心的役割を果たす委員会。
※14	学校生活支援教員	兵庫県における、小・中学校の通常の学級に在籍する児童生徒に対して通級による指導を実施する通級指導教室担当教員の総称。
※15	交流及び共同学習	障がいのある児童生徒と、障がいのない児童生徒の交流及び共同学習をすすめることによって、その相互理解を促進すること。
※16	特別支援教育コーディネーター	校園内、または、福祉・医療等の関係機関との間の連絡調整や保護者に対する窓口となる、特別支援教育に関するコーディネーター的な役割を担う者。
※17	ケース会議	現在、継続中の指導・相談事例について、その効果を上げることを目的として、対象となっている子どもの関係者(教員や専門家など)が集まって行われる検討会議。
※18	公認心理師	公認心理師登録簿への登録を受け、公認心理師の名称を用いて、保健医療、福祉、教育その他の分野において、心理学に関する専門的知識及び技術をもって、①心理に関する支援を要する者の心理状態の観察、その結果の分析、②心理に関する支援を要する者に対する、その心理に関する相談及び助言、指導その他の援助、③心理に関する支援を要する者の関係者に対する相談及び助言、指導その他の援助、④心の健康に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供次に掲げる行為を行うことを業とする者。

※19	言語聴覚士	Speech-Language-Hearing Therapist(略称ST)。病気や交通事故、発達上の問題などで、ことばによるコミュニケーションに問題がある場合に、問題の本質や発現メカニズムを明らかにし、検査・評価を実施し、必要に応じて訓練、指導、助言、その他の援助を行う。摂食・嚥下の問題にも専門的に対応する。
※20	PDCAサイクルによる指導	学習指導に係るP(Plan:計画)D(Do:実施)C(Check:評価)A(Action:改善)のサイクルにより、学習評価を通じ、授業の改善や学習指導の改善を図る。(文部科学省)
※21	自立活動	特別支援学校または特別支援学級等において、個々の児童生徒の自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、心身の調和的発達の基盤を培うための教育活動。「1健康の保持」、「2心理的な安定」、「3人間関係の形成」、「4環境の把握」、「5身体の動き」、「6コミュニケーション」の6つの内容からなる。
※22	同学年に準ずる指導	通常の小学校、中学校の同学年の各教科の目標、内容等と同様の指導。ただし、各障害種別に示されている指導上の配慮事項は学習指導要領に示されている。
※23	下学年に準ずる指導	当該児童生徒の在籍する学年よりも下学年の小学校、中学校の各教科の目標、内容等と同様の指導。
※24	各教科等を合わせた指導	重複障がい者の教育で、各教科、道徳、特別活動、自立活動の一部又は全部をあわせて指導を行うことをいう。日常生活の指導、遊びの指導、生活単元学習、作業学習などとして実践している。
※25	ASD	自閉症スペクトラム障害あるいは自閉スペクトラム症
※26	理学療法士	Physical Therapist(略称PT)。けがや病気などで身体に障がいのある人や障がいの発生などが予測される人に対して、基本動作能力(座る、立つ、歩くなど)の回復や維持、及び障害の悪化の予防を目的に、運動療法や物理療法(温熱、電気等の物理的手段を治療目的に利用するもの)などを用いて、自立した日常生活が送れるよう支援する。
※27	作業療法士	Occupational Therapist(略称OT)。身体または精神に障がいのある人、またはそれが予測される人に対し、その主体的な生活の獲得を図るため、諸機能の回復、維持及び開発を促す作業活動を用いて治療・指導・援助を行う。
※28	医療的ケア	痰の吸引や経管栄養、導尿などの、日常的に行う医療的行為。
※29	学部	特別支援学校の小学部、中学部、高等部において、各学部のコーディネートを担う者。
※30	支援センター部門	伊丹特別支援学校の校内組織であり、平成16年度に伊丹特別支援学校に特別支援教育のセンター的役割を担う部門として設置。学校園等巡回支援、学校園等コンサルテーション、特別支援教育研修講座、サポート教室、教育相談等の地域支援活動を担ってい

※31	地域支援事業	る。 伊丹特別支援学校が今まで蓄積してきた特別支援教育に関する経験や指導支援方法、施設・設備、教材・教具等を活かして、地域のセンター校としての役割を果たすべく実施している事業。巡回相談、学校園等コンサルテーション、実践講座、教育相談等を実施している。
※32	カリキュラム・マネジメント	学校全体として、教育内容や時間の適切な配分、必要な人的・物的体制の確保、実施状況に基づく改善などをとおして、教育課程に基づく教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化を図ること。
※33	伊丹特別支援学校活性化事業	自立活動等において指導・支援を行うことにより、児童生徒の自立を促すとともに、肢体不自由特別支援学校としての専門性を高め、伊丹特別支援学校の活性化を図ることを目的として、伊丹特別支援学校に理学療法士、作業療法士等を配置する事業。
※34	エビデンス	証拠、根拠。「エビデンスに基づいた指導」とは、実験や研究の結果などの科学的に根拠のある指導をさす。
※35	キャリア教育	一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育。
※36	特別調理	児童生徒の捕食、咀嚼、嚥下等の食べる力に合わせた食形態に調理すること。ペースト食、ミキサー食、初期食など様々な形態がある。
※37	特別支援教育における地域のセンター的機能	特別支援学校の教職員の専門性や施設設備等を活用した、特別支援教育の推進に当たって特別支援学校に求められる役割。具体的には、小・中学校等の教員への支援機能、特別支援教育に関する相談・情報提供機能、障がいのある児童生徒への指導・支援機能、関係機関等との連絡調整機能、小・中学校等の教員に対する研修協力機能、障がいのある児童生徒等への施設設備等の提供機能などがあげられる。

<参考資料、参考文献>「特別支援学校学習指導要領」(文部科学省)

日本LD学会編「LD・ADHD等関連用語集」(日本文化科学社)

改訂版

「今後の特別支援教育のあり方」(基本方針)

令和6年(2024年)3月

発行 伊丹市教育委員会
〒664-8503 兵庫県伊丹市千僧1-1
TEL 072-780-3534